

町長	副町長	課長	主幹	担当	合議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	28 課長会議
		決裁期日	平成20年4月2日
名称	臨時課長会議（新年度執行体制について）		
日時	平成20年4月1日(火) 午後1時00分～2時45分		
場所	役場 3階 第2会議室		
出席者	町長、副町長、教育長、会計管理者 各課長11人 事務局2人 説明員1人 計18人		

内容

町長あいさつ

新たな事業年度新しい課長を迎えて最初の課長会議です

朝礼でも話したとおり執行方針に基づく予算等一部修正されたが他については、議決されたところ です。

久方振りに地方再生対策として、地方交付税も一定程度の増額を見たが中長期的には、圧縮されるものとして取り組む必要がある。

わが町の経済状況は、厳しく今後も行政改革を取り進め基金に依存しない収支均衡の取れた財政構造を目指す。

20年度予算編成においては、予算枠配分方式の強化徹底し試行実施した政策調整枠予算の確保を図り子育て支援の充実など、時代の要請に戦略的・重点的に応えた、さらに保証金免除の繰上げ償還、公営住宅の地方債発行の抑制などにより将来負担を抑え財政の健全化を図っていく

将来を見据えた第5次総合計画の策定に向け全職員一丸となって取り組むこと。

2名の専門課長を任命したことについては、課を2分した訳ではないので、その目的を十分理解し、業務の遂行にあたっていただきたい。

新課長あいさつ(新井・田中・岡崎・北向・松本)

1 新組織体制における行政執行について【総務課】

総務課長：新組織体制は、本日配布の機構図によることになる。なお、分掌、氏名等に修整があれば早急に申し出てもらいたい。

副町長：外部に公開するものなので特に注意していただきたい

2 平成20年度の行政執行について【総務課】

企画財政主幹：添付資料「平成20年度の行政執行について」により、5つの基本事項及び3つの執行上の留意点、また付属資料について説明。

副町長：事務の執行等が、ルールに基づかず我流になっていないか。ルールがなじまない場合は、ルールを変える必要がある。ルールに基づいた適正な処理をしてもらいたい。

町長：例年4月に課題について各課長からヒアリングを行い指示をしている。今年度においても後日日程を連絡したい。課題について整理をしてもらいたいその後10月にも行いたい。

副町長：各課長の段階で解決できるものは、早めに対応していただきたい。先送りにより問題が大きくなることが予想される

3 住民会長町政懇談会に伴う協議事項について【町民生活課】

町民生活課長：4月21日13時30分から15時30分に開催する。現在7件の協議事項となっています。追加事案があれば4月10日までに報告願いたい。また、別紙のとおり住民会長が決定していますので参照願います。今年度も広報の配布を実施するので協力願います。

副町長：例年通りの内容であるが折角の機会なので利用願いたい。

町長：自治活動振興事業について利用率が低いのでその原因・手法について見極め検討すること

副町長：発想を変えることも必要である。

4 事務事業評価の試行について【総務課】

企画財政主幹：前年度各課で1～2事業抽出し試行した。今後においては、試行実施要綱により実施し、組織に浸透した後制度化します。

3ヵ年で全ての事務事業を評価する。4月18日までに評価対象事務事業の選択と目標設定の報告をしてください。(評価対象事業一覧を訂正報告)

5 行政組織規則等の一部改正について【総務課】

宮下総務班主査：別紙資料により説明

運用上の不具合等が生じた場合は、速やかに総務課へ連絡ください。

6 個人情報の取り扱いについて【総務課】

宮下総務班主査：別紙資料により説明

近日中に臨時職員・嘱託職員・未参加職員に研修会の参加案内を通知しますので必ず参加するようにお願いします。

委託契約については、資料「委託契約における個人情報条項の記載について」に基づき契約をお願いします。

7 IT推進体制(担当主幹)について【総務課】

総務課長：4月11日までに担当主幹の報告をお願いします。

8 その他

町民生活課長から

- ・自治基本条例の職員研修会を予定しています。説明に4時間程度かかることから1回2時間の2回に分け実施したい。4月3回・5月3回を予定していますので所属職員の参加について協力願いたい

総務課長から

- ・4月2日・7日第5次総計査定委員会が開催されますので準備願います。

[2時45分 閉会]